

児童扶養手当

遺児(県・町)手当

これらは、一人親家庭等の生活の安定と児童の健全育成のため手当を支給する制度です。一定の所得以内の場合に支給されます。

※平成22年8月1日から、父子家庭の父にも児童扶養手当が支給されます。

児童扶養手当

次の要件に当てはまる18歳以下(18歳到達の年度の末日)の児童(一定の障害があるときは、20歳未満)を監護している父・母または養育者に支給されます。

- ・父母が婚姻を解消した児童
 - ・父または母が死亡した児童
 - ・父または母が重度の障害にある児童
 - ・父または母から1年以上遺棄されている児童
 - ・父または母が1年以上拘禁されている児童
 - ・婚姻しないで生まれた児童
 - ・父、母とも不明である児童
- 次のような場合は
手当は支給されません
- ・児童が公的年金または遺族補償を受けることができるとき

・児童が父または母に支給される障害基礎年金の加算対象となつてるとき

・児童が児童入所施設等に入所または里親に委託されているとき

・父または母の配偶者(内縁関係も含む)に養育されているとき(父または母に重度の障害がある場合は除く)

・父、母または養育者が公的年金給付を受けることができるとき(老齢福祉年金を除く)

・母または養育者が支給要件に該当してから平成15年4月1日時点で5年が経過しても請求しなかったとき

● 手当の額

児童一人当たり月額

全部支給 41720円

一部支給 9850円

41710円

※2人目は5000円、3人目以降は一人につき3000円加算

● 支給制限

受給資格者およびその扶養義務者等の前年の所得が限度額以上ある場合は、その年度(8月から翌年の7月まで)は、手当の全部または一部が支給停止されます。

遺児(町・県)手当

次の要件に当てはまる18歳以下(18歳到達の年度の末日)の児童を監護、養育している方に支給されます。児童扶養手当と同様の所得限度額が適用されます。

・父または母が死亡した児童

・父または母が重度の障害にある児童

・父母が婚姻を解消した児童

・父または母が1年以上行方不明である児童

・父または母に1年以上遺棄されている児童

・父または母が1年以上拘禁されている児童

・父または母が1年以上遺棄されている児童

・父または母が1年以上拘禁されている児童

・父または母が1年以上拘禁されている児童

・父または母が1年以上拘禁されている児童

・父または母が1年以上拘禁されている児童

・父または母が1年以上拘禁されている児童

・父または母が1年以上拘禁されている児童

・父または母が1年以上拘禁されている児童

・父または母が1年以上拘禁されている児童

・父または母が1年以上拘禁されている児童

・父または母が1年以上拘禁されている児童

・父または母が1年以上拘禁されている児童

・父または母が1年以上拘禁されている児童

● 手当の額

児童一人当たり月額

愛知県遺児手当 4500円

※支給開始から5年間のみ支給(ただし、4年目から5年目の2年間は支給額が半額になります)

大治町遺児手当 2000円

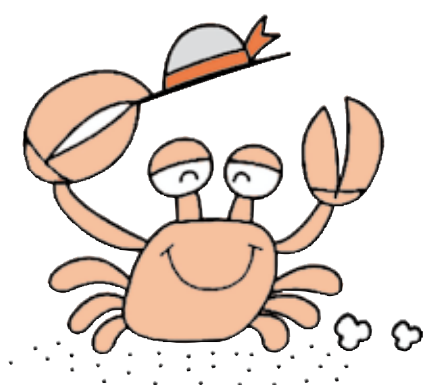
※支給開始から5年間のみ支給

(父または母に重度の障害がある場合は除く)

- ・児童が県外(大治町遺児手当は町外)に住所を置いてるとき
- ・監護・養育している方、扶養義務者の前年の所得が限度額以上あるとき

● 問い合わせ先

役場 民生課
内線167



障害者手当制度等

手帳をお持ちの方には、手帳の区分および等級に応じ、手当が支給される場合があります。

なお、一部の手当は支給対象であっても所得制限などのため、支給されないことがあります。

愛知県 在宅重度障害者手当

次のいずれかに該当する在宅の障害者に手当が支給されます。ただし、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的祝福手当の受給者および施設入所者または65歳以上になってから新たに障害者となった方は除きます。

- 1 身体障害1～2級でIQ35以下の方
- 2 身体障害1～2級の方、IQ35以下の方または身体障害3級の障害を有し、IQ50以下の方

●手当の額

- 1 月額16100円
- 2 月額7000円

●支給制限

所得制限と併給制限があります。

特別障害者手当

次のいずれかに該当する20歳以上の障害者（施設入所者および長期入院者を除く）に手当が支給されます。

- 1 身体障害2級（二部を除く）以上の障害を重複して有する方
- 2 身体障害2級（二部を除く）以上の障害を有する方で、IQ20以下の方または常時介護が必要な精神障害を有する方
- 3 身体障害2級（二部を除く）以上の障害を有する方またはIQ20以下の方もしくは常時介護が必要な精神障害を有する方で、他に身体障害3級相当の障害を2つ以上有する方
- 4 身体障害2級（二部を除く）以上の障害を有する方またはIQ20以下の方もしくはこれと同程度の障害または病状を有する方で、日常生活においてほぼ全面介護が必要な方

●手当の額

月額26440円

●国制度分

県制度分・国制度分に加算して支給

- ・身体障害1級または2級の障害を有し、IQ35以下の方

月額7090円

- ・身体障害1級または2級の障害を有する方またはIQ35以下の方

月額1090円

●支給制限

所得制限と併給制限があります。

障害児福祉手当

次のいずれかに該当する20歳未満の障害者（障害を事由とした年金受給者および施設入所者を除く）に手当が支給されます。

- 1 身体障害1級（2級の一部を含む）の障害を有する方
- 2 IQ20以下の方
- 3 右記と同程度の障害または病状で常時介護が必要な方

●手当の額

●国制度分

月額14380円

県制度分・国制度分に加算して支給

- ・身体障害1級または2級の障害を有し、IQ35以下の方
- 月額7160円

- ・身体障害1級または2級の障害を有する方またはIQ35以下の方
- 月額1160円

●支給制限

所得制限と併給制限があります。

経過的祝福手当

次のいずれかに該当する20歳以上の障害者（施設入所者を除く）で、従来の福祉手当受給者のうち特別障害者手当、障害基礎年金および特別障害給付金のいずれも受給していない方に手当が支給されます。

- 1 身体障害1級（2級の一部を含む）の障害を有する方
- 2 IQ20以下の方
- 3 右記と同程度の障害または病状で常時介護が必要な方

●手当の額

●国制度分

月額14380円

県制度分・国制度分に加算して支給

- ・身体障害1級または2級の障害を有し、IQ35以下の方
- 月額7160円
- ・身体障害1級または2級の障害を有する方またはIQ35以下の方
- 月額1160円

特別児童扶養手当

身体・知的発達または精神に障害のある児童の福祉の増進を図るため手当を支給する制度です。

次の要件に当てはまる20歳未満の障害者を育てている方に支給されます。

- ① IQ 35以下程度または身体障害1～2級程度の方
- ② IQ 50以下程度または身体障害3級（4級の一部を含む）程度の方

次のような場合は

手当は支給されません

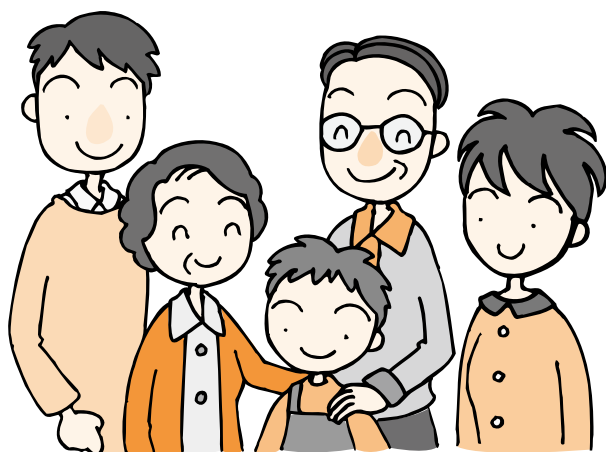
- ・受給者が子どもを扶養しなくなったとき
- ・子どもが児童福祉施設等に入所したとき

●手当の額

- ① 月額 50750円
- ② 月額 33800円

●支給制限

受給資格者およびその扶養義務者等の前年の所得が限度額以上ある場合は、その年度（8月から翌年の7月まで）は手当の全部または一部が支給停止されます。



●問い合わせ先
役場 民生課
内線169

皆さんの
ご応募
お待ちしております！

交通安全標語を募集します

交通安全推進協議会と女性運転者友の会では、交通安全事業の一環として「交通安全標語」を募集します。

入賞作品は、秋の交通安全県民運動期間中（9月21～30日）の啓発活動に活用させていただきます、交通事故防止に役立てたいと思います。

アイデアいっぱいのユニークな標語や車を運転する方の心に訴えるような標語をお待ちしています。

●応募方法

下記の応募用紙に必要事項を記入のうえ、役場都市整備課まで提出してください。

●応募締切

8月13日（金）

●その他

入賞作品は表彰を行い、応募者全員に粗品を贈呈します。

●問い合わせ先

役場 都市整備課 内線133

（切り取り線）

氏 名			電話番号	() -
住 所	大治町大字	字		
標語記載欄	●			
	●			
	●			